

平成29年度ふるさと創生大学開校のお知らせ

1. 背景

避難および就労等の事由により、学ぶ機会の少ない成人、高齢者に積極的な社会活動参加、教育の習慣化、自己研鑽の場などを促進させることを目的に平成27年度に開校した町民大学。多様なジャンルからのアプローチで、受講者からの考察、アンケートでは継続希望があり本年度も開校の運びとなりました。

震災から6年が経過し、町では『広野町教育大綱』において目指すべき教育の方向性を明確に示し『広野町教育ビジョン』の基本理念に沿って「教育の町・ひろの」として発信・推進をはじめました。約8割の町民が町に帰還しました。帰還した町民がふるさと広野町の中で多様化する社会生活や環境・家庭生活に対処できる学びの場とする。

2. 「ふるさと創生大学」開校目的

- ①町民の「学びのきっかけ」・「学ぶ機会の提供」としての位置付け。
- ②町民の「自己研鑽」・「生きがい」・「学びの習慣」としての位置付け。
- ③町民の「郷土愛」の育成。
- ④町民間の「世代間交流」・「高齢者の社会活動参加」を目指す。
- ⑤地域の活性化に繋げる。
上記5点を本事業の目的とする。

3. 「ふるさと創生大学」講義内容

- 下記の日程で開催されます。
- ・開催時間 午後6時30分～8時
(第1回のみ午後6時～)
 - ・開催場所 広野町公民館
- ①『みちのく古代史から見た広野の立ち位置』
…福島県考古学会顧問
(前広野町町史編纂室長)
渡邊 一雄 先生 7月13日(木)
 - ②『新しい広場を作る
—福島の自立は可能か—』
ふたば教育復興応援団
劇作家 平田オリザ 先生 8月30日(水)
 - ③『ほっとけ心のアップレ介護』
講師 田辺 鶴瑛 先生 9月7日(木)
 - ④『生き方を考える
—今、なぜ「生き方塾」なのか—(仮題)
ジャーナリスト
下村 満子 先生 10月5日(木)
福島県男女共生センター初代館長

広野町職員（高校卒程度）を募集します

■採用予定日 平成30年4月1日 ■職種・採用予定人員 一般事務 1人程度 土木 1人程度 ■受験資格 平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人。学歴不問。(欠格事由は募集要項で確認のこと) ■試験方法: 第1次試験は①教養試験(筆記)、②専門試験(筆記。土木のみ)と③事務適性検査、一般性格診断検査、職場適応性検査、第2次試験は個別面接と作文 ■第1次試験の日時・場所: 平成29年9月17日(日) / 杉妻会館(福島市杉妻町3番45号) ■申し込み方法: 申込書

を平成29年7月12日(水)から8月10日(木)までに郵送(8月8日の郵便局の消印があるものまで受付)または直接(開庁日時内)広野町総務課庶務係(〒979-0402福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地・☎0240-27-2111)へ。試験要項と申込書は本町総務課か郵送請求(120円切手をはった返信用封筒(角型2号)同封)で入手可能。

問 総務課 庶務係 ☎0240-27-2111

「心の相談会」について

自分のことや家族のことについて、悩んでいませんか? 臨床心理士による相談会を実施しています。
日時 7月27日(木)、8月10日(木)
午前10時～12時
場所 保健センター

お気軽にご相談ください。事前に予約が必要となります。保健センターまで、ご連絡ください。

問 保健センター ☎0240-27-3040

プレミアム付きひろの商品券について

平成29年度プレミアム付きひろの商品券を販売します。

- 購入資格 平成29年4月1日現在、広野町に住所を有している方。
- 購入金額 10,000円(15,000円分)で販売。(一人当たり最大6セットまで)
- 購入場所 広野町商工会窓口
- 購入方法 券購入の際は、町から発行します「本人確認証」と身分証明証(運転免許証や保険証など)に提示が必要です。

また、券の購入は、住民票上同一世帯の家族の方であれば代理で券を購入できます。その際は、購入者と代理の方の「本人確認証」、代理の方の身分証明証の提示が必要です。
■販売期間 平成29年7月1日から
■利用期間 平成29年7月1日から平成29年12月28日まで

問 広野町商工会 ☎0240-27-2311
産業振興課 商工観光係 ☎0240-27-4163

戦没者などのご遺族の皆様へ

第10回特別弔慰金の請求期限が近づいています。平成30年4月2日までに、ご請求ください。請求期限を過ぎると、第10回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方
平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

- 支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容
国債名称 第10回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円(5年償還)

■請求窓口
健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

広野町金婚祝 申込受付を行います

平成29年中に金婚を迎えられるご夫婦(昭和42年に結婚されたご夫婦)は、金婚祝にお申込みください。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

■対象者 町内に住所を有し、平成29年12月31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦および既に資格を得ながらまだ記念品を受けていないご夫婦。

■申込期限 平成29年7月12日(水)
■申込方法 広野町役場健康福祉課(③窓口)に申請書類がありますので申込をお願いします。
※広野町に本籍があるご夫婦は申込書のみ提出をお願いします。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

三世同居・近居住宅を取得される方へ

子育て支援策の一環として、福島県内に三世以上の方が同居または近居する住宅を平成29年4月1日から平成32年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により、軽減いたします。

手続きに必要な書類など詳しくは、お問い合わせください。

問 相双地方振興局県税課税課税第一チーム ☎0244-26-1126